

財団法人北区まちづくり公社まちづくり活動助成要綱

平成12年9月11日

要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、財団法人北区まちづくり公社（以下「公社」という。）が、北区の居住環境を改善しようとする財団法人北区まちづくり公社まちづくり推進ネットワークの設置に関する要綱（平成18年2月20日要綱第8号）に規定する登録団体（以下「登録団体」という。）の自主的な活動を支援することにより、住民のまちづくりへの関心とまちへの愛着を深め、協働のまちづくりの気運を醸成することを目的とする。

(助成の範囲)

第2条 理事長は、公社予算の範囲内において、登録団体が北区の居住環境の改善を目的とする活動を行う場合は、次に掲げる費用の一部を助成することができる。但し、飲食費及び交通費を除く。

- (1) まちづくり活動を行うために直接必要な経費
- (2) まちづくり活動を行うための調査及び研究に要する費用
- (3) まちづくり活動の広報及び普及啓発に要する費用
- (4) その他理事長が認める費用

2 前項の規定は、1登録団体1活動に限り、助成の対象とする。

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、既に北区又は北区が出資する団体から助成金等の交付を受けている活動及び過去に同一登録団体により、この要綱の助成を受けた活動に対しては、助成することができない。

(助成金額)

第3条 前条に基づく助成金の額については、5万円を限度として、理事長が決定する。ただし、2万円を超える経費については、その2分の1を助成の対象とする。

(助成金の交付期間)

第4条 前条に定める助成金の交付は、1活動に対し、連続する3年間とする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(施行の細目)

第5条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、事務局長が定める。

付 則（平成12年8月17日理事長決裁）

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。

付 則（平成14年2月20日理事長決裁）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成18年2月20日理事長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

財団法人北区まちづくり公社まちづくり活動助成要綱施行要領

平成12年9月11日
要領第8号

(助成申請)

第1条 財団法人北区まちづくり公社まちづくり活動助成要綱(平成12年9月11日要綱第7号。以下「要綱」という。)第2条第1項に規定する助成を受けようとするときは、毎年3月末日までに、次の各号に掲げる事項を説明する資料を添付の上、まちづくり活動助成申請書(別記第1号様式)を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、当該提出期限の経過後においても提出することができる。

(1) まちづくり活動計画

(2) 収支見積

2 理事長は前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請後に、当該申請の内容について変更を生じた場合は、速やかに当該事由を理事長に届け出なければならない。

(実績報告及び助成金の交付申請)

第2条 要綱第2条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を説明する資料とともに、指定する期日までにまちづくり活動実績報告書兼助成金交付申請書(別記第2号様式)を理事長に提出しなければならない。

(1) まちづくり活動報告

(2) 収支決算

(3) 助成金を充当した経費の領収書の写し

2 理事長は、書面のほか指定する方法により、まちづくり活動の報告を求めることができる。

(助成金の交付)

第3条 助成金の交付は年1回、前条第1項に規定する書類受け付け後とする。

2 理事長は、前条第1項に規定する書類の受け付け後1か月以内に、活動内容等について審査し、助成金交付の可否を決定し、助成の申請を行った登録団体の代表者(以下「代表者」という。)に通知する。

3 前項の交付決定通知は、代表者が指定する金融機関への口座振込をもって替えることができる。

(助成金の返還)

第4条 理事長は、助成金交付後に、提出された書類内容に虚偽が認められた場合は、期日を定めてその返還を求めることができる。

付 則 (平成12年9月11日理事長決裁)

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。

付 則 (平成14年2月20日理事長決裁)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年2月20日理事長決裁)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

なお、第1条の規定にかかわらず、平成18年度に限り、同条に規定する申請期限は5月12日までとする。